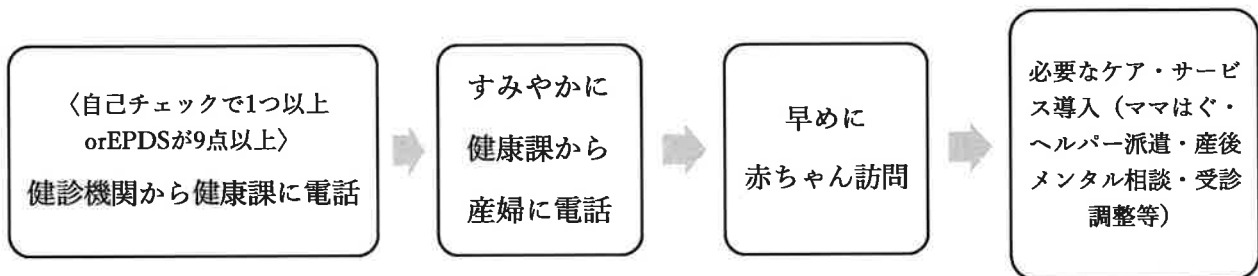


令和4年度母子保健新規事業のご紹介（連絡先：健康課 55-2111）

1 産婦健診

- ・目的：産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、おおむね産後1か月の産婦を対象とした健診を実施します
- ・対象：令和4年7月1日以降に出産した産婦
- ・内容：自己チェック（憂うつな気分）、問診（生活環境・授乳状況・育児不安等）、診察、体重・血圧測定、尿検査、EPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）、その他
- ・産後3週間から8週間までの間に、1回実施
- ・3000円の助成金あり。
- ・「自己チェック」で1つ以上該当、もしくはEPDSが9点以上の時は、産科から速やかに健康課（保健センター）に連絡をもらう。
- フォローのイメージ（基本） -



2 屈折検査

- ・3歳児健診にて弱視を早期に発見するため、新たにスポットビジョンスクリーナーを導入し、屈折検査を実施します。
- ・眼鏡やコンタクトレンズを使用しても視力が出ない「弱視（視力が未発達の状態）」は、子どもの50人に1人程度いるとされ、本市でも同様の傾向です。3歳児健診で発見し、速やかに治療することで視力の発達が見込めます。
- ・従来の視聴覚検査は家庭での検査のため精度に限界があり、弱視を見落としていたおそれがあります。
- ・検査対象は、3歳児健診受診児全員です。
- ・本市で購入予定の機器は、その場で異常の有無を判定するため、その日のうちに精検票を発行できます。
- ・開始時期：令和4年7月

3 オンライン育児相談

- ・オンラインで各専門職が育児相談に対応します。（予約制）
- ・相談内容：授乳、離乳食の進め方、歯の手入れなど、育児全般に関する相談